

じん速な救済 措置を期待

大石環境庁長官談話 この裁決で訴えた九人だけでなく、現在申請中の人たちに敏速な救済措置がとられることを期待している。環境庁はあくまで被害者救済を第一義として考えていく。水俣湾沿岸住民の不安感を解消し、患者の発見に努めるよう一斉検診の実施を関係各方面と打ち合わせ中だ。この裁決はあくまで行政措置であり、患者の補償問題とは関係ないが、さらに広く公害被害者の適切な救済を図るため、無過失責任制度の確立の必要性をあらためて痛感している。

検討せねば 何ともいえぬ

久我チツソ総務部長の話 環境庁がどのような裁決をされたか、その内容もまだ承知していないし、その裁決を受けて県や県公害審査会がどのような態度をとられるのかもわからない。いろいろ検討してみなければならぬが、いまのところなんとも言えない。